○財務省・農林水産省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十一日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分五厘」を「年一分六厘」に、「年一分六厘五毛」を「年一分七厘五毛」に、「年二分六厘五毛」を「年二分七厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘五毛
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分六厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘五毛
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分六厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十一日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・七五パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十一日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・七五パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

平成二十三年二月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第三十四号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可したので、同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成二十三年二月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第三十五号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年二月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四三〇円	一六五円	二六五円
第二級	六三〇円	二四〇円	三九〇円
第三級	八二〇円	三一五円	五〇五円
第四級	一、〇三〇円	三九五円	六三五円
第五級	一、二五〇円	四八〇円	七七〇円
第六級	一、五四〇円	五九〇円	九五〇円
第七級	一、九〇〇円	七二五円	一、一七五円
第八級	二、二六〇円	八六五円	一、三九五円
第九級	二、六三〇円	一、〇〇五円	一、六二五円
第一〇級	三、〇六〇円	一、一七〇円	一、八九〇円
第一一級	三、五六〇円	一、三六〇円	二、二〇〇円

第二号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	三六〇円	一四〇円	二二〇円
第二級	五三〇円	二〇五円	三二五円
第三級	七〇〇円	二七〇円	四三〇円
第四級	八九〇円	三四〇円	五五〇円
第五級	一、〇八〇円	四一五円	六六五円